

# ○ 消費者教育の推進に関する基本的な方針

平成25年6月28日閣議決定  
(平成30年3月20日変更)

概要 平成30年度～34年度の5年間を対象

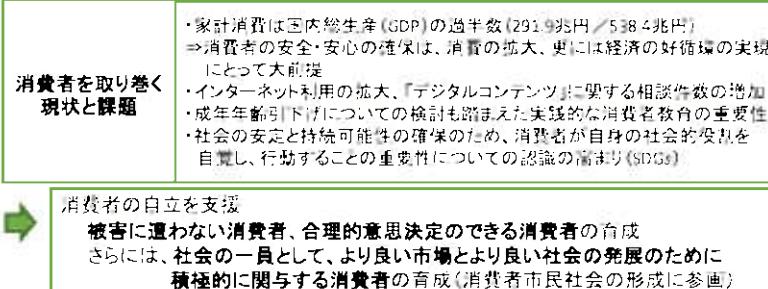
- 基本方針＝消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月施行)第9条の規定に基づき、  
**内閣総理大臣及び文部科学大臣**が案を作成、閣議で決定。
- 基本方針の位置付け＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる  
機会を提供するためには、**消費者教育を体系的・総合的に推進する**ことが必要  
⇒幅広い担い手(国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身)にとっての**指針**
- 手段＝幅広い担い手の支援・育成、担い手間の連携、情報共有の促進

## 当面の重点事項

1. 若年者の消費者教育
2. 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
3. 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した  
消費者教育の推進

※具体的に推進する施策は、赤枠箇所

## I 消費者教育の推進の意義



## II 消費者教育の推進の基本的な方向

### ○ 消費者教育の体系的推進のための取組の方向



消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行なうべき

- **ライフステージに応じた様々な教育の場**(学校、地域、家庭、職域等)を活用して効果的に消費者教育を行う  
⇒それぞれのライフステージにおける消費者教育のイメージが様々な主体において共有されることが重要

- **消費者の特性**(年齢のほか、性別、障害の有無、消費生活に関する知識の量など)に配慮し、対象に応じた消費者教育の方法や内容を工夫

⇒例えば、高等学校段階までに契約などについての実践的な消費者教育を行う。  
要支援者に対する教育については、本人だけでなくその支援者への働き掛けを行う、など

### ○ 各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等

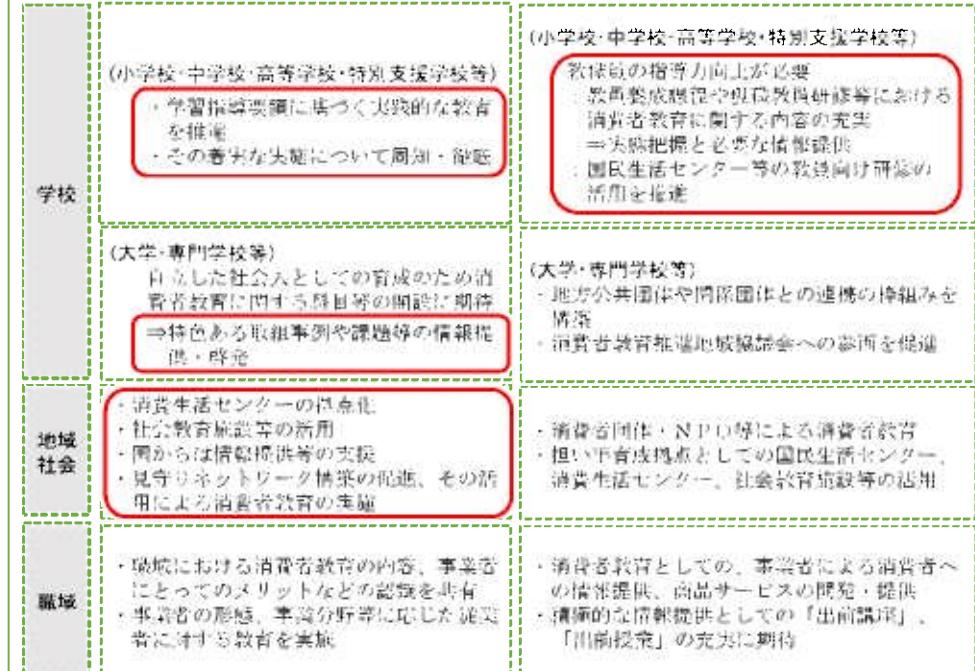
地域における多様な主体間のネットワーク化  
(結節点としての消費者教育推進地域協議会)

### ○ 他の消費生活に関連する教育との連携推進

(環境教育、食育、金融経済教育、法教育・土壤者教育等)

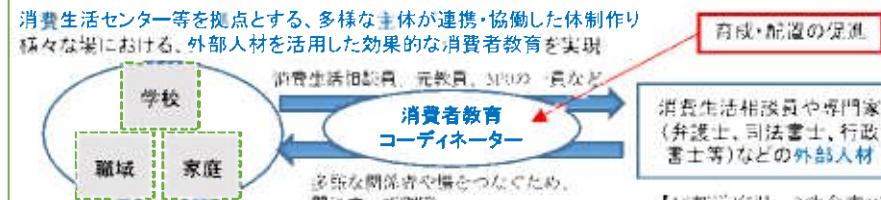
## III 消費者教育の推進の内容

### 様々な場における消費者教育



消費者団体、NPO等による消費者教育  
担い手育成拠点としての国民生活センター、  
消費生活センター、社会教育施設等の活用

・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供  
・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待



## IV 関連する他の消費者施策との連携

- 製品と取扱能に関する理解増進、○ 市場・トライアル情報の迅速的確かな分析・原因究明
- 食品表示の理解促進

## V 今後の消費者教育の計画的な推進